

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会傍聴規則

平成27年4月24日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第3項の規定に基づき、組合議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、必要に応じ一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付に申し出てその指示を受けなければならぬ。

(入場の制限)

第4条 議場の規模等により、安全確保のため傍聴人の入場を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、すき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメット類を着用し、又は携帯している者で、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがある者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第292条において準用する法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。